

海外からの帰国者等の参加資格に関する取り扱いについて

制定 平成 24 年 12 月 9 日

施行 平成 24 年 12 月 9 日

- (1) 一家転住等により海外から帰国し、高等学校に転入学した生徒については、大会参加者資格規定第 4 条 3 項の制限にかかわらず、第 4 条 2 項で規定する年齢制限の範囲での参加資格を認める。
- (2) 高等学校入学後 1 カ年以上海外へ留学した生徒については、留学期間を在籍年数から除外する。ただし、大会参加資格規定第 4 条 2 項で規定する年齢制限を超過する者は、参加資格はない。
- (3) 海外からの外国人留学生については、受け入れる高等学校での学籍上の取り扱いを考慮した上でその参加資格を承認するか否かを検討する。
(注) 現時点では卒業を目的として就学している生徒に限り参加資格を認める。
- (4) 海外からの外国人留学生を全国高等学校・中学校ゴルフ選手権団体の部に出場させる場合、登録枠 6 名中 2 名まで登録でき、出場選手の最終登録は（補欠選手 1 名を含む）、5 名中 1 名とする。